

別表第1（第2条第3号関係）

女性活躍オフィス立地・拡大補助金におけるスタートアップ企業の要件

対象者	基準日において、次に定める要件①に該当し、かつ②から⑥のいずれかに該当する者
要件	<p>①革新的な製品やサービスを提供するもしくは社会的な課題を解決する事業を行う者</p> <p>②経済産業省からJ-Startup又は地域版J-Startupとして選定されている者</p> <p>③創業後10年以内の者で、行政機関等(※)における伴走支援等のスタートアップ支援事業に過去5年以内に採択され、支援を受けた者 <small>※行政機関等とは、国、地方公共団体のほか、中小企業基盤整備機構や公益財団法人等をいう。</small></p> <p>④創業後10年以内の者で、行政機関・金融機関等が主催又は共催したビジネスプランコンテスト等ビジネスプランを評価する大会で、過去5年以内に入賞したビジネスプランを用いて事業を行う者</p> <p>⑤創業後10年以内の者で、大学発ベンチャーとして大学から認定を受けている者</p> <p>⑥創業後10年以内の者で、次に掲げるいずれかの要件を満たす者から出資を受けている者 <small>ア金融商品取引法第2条第3項第1号に定める適格機関投資家 イ法第29条の登録を受け、法第28条第4項に定める投資運用業を行う者</small></p>
提出書類	<p>①事前届出申請における事業計画書に記載すること</p> <p>②～⑤いずれかの要件に該当することがわかる書類</p> <p>⑥投資契約書の写し及び投資契約に係る出資金が入金されたことがわかる通帳等の写し</p>